

青森市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関する規定について、所要の改正をしようとするもの

○失業者の退職手当

退職職員に支給される一般の退職手当の額が、勤続年数が短いこと等の理由により、雇用保険法上の失業給付相当額に満たず、当該職員が退職後一定の期間失業している場合に、その差額相当分を「失業者の退職手当」として支給するもの

また、当該職員が再就職した場合には、同法の支給条件に従い、就業促進手当※相当額を支給するもの（国家公務員に準ずる）

	↓退職者が失業状態の場合に支給	
職員	「一般の退職手当」の額（A）	「失業者の退職手当」の額（B－A）
民間企業	雇用保険の失業給付相当額（B）	

※現行の就業促進手当

再就職手当……………1年超の雇用見込みのある安定した職業等に就いた場合に支給

就業手当……………再就職手当の対象とならない1年未満の雇用となる職業等に就いた場合に支給

就業促進定着手当…早期再就職し、再就職後6か月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後の賃金が低下していた場合に支給

2 改正の内容

■雇用保険法の一部改正に伴う改正

- ・現行の就業促進手当のうち、就業手当の廃止
- ・雇止め等による離職者の失業給付の給付日数（90～150日）を倒産等による離職者と同様の給付日数（90～330日）とする特例及び地域延長給付※の暫定措置をいずれも2年間延長

※地域延長給付…雇用情勢が厳しい地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた者に対して、所定給付日数を超えて失業給付を60日間延長給付するもの

3 施行期日

一部を除き、令和7年4月1日